【規程番号　神女院Ｖ－012】

行吉学園神戸女子大学大学院生業績表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則の規定に基づき、大学院学生の表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象等）

第２条　表彰は、大学院学生が特に顕著な学問業績を挙げたときに行う。

（表彰対象者）

第３条　表彰対象者は、各研究科ごとに原則として１名とする。

（表彰対象者の選考）

第４条　表彰対象者の選考は、次により行う。

(1) 各専攻において対象となる者を推薦する。

(2) 各専攻より推薦された者を研究科の大学院生業績表彰選考委員会で審査選定する。

（表彰の審議及び決定）

第５条　前条により選定された表彰対象者は研究科委員会で協議のうえ、部局長等会議の意見を聞き、学長が決定する。

（表彰の対象期間）

第６条　表彰の対象期間は前年２月から当該年１月 31 日までとする。

（表彰の方法等）

第７条　表彰は、学長が表彰状及び副賞を授与することにより行う。

２　副賞は、記念品とし、その基準は行吉学園学生表彰規程の別表第２条第１号に準ずる。

３　表彰式は大学院において行い、その方法、時期については別に定める。

（規程の改廃等）

第８条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

２　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は部局長等会議において定める。

（所管部署）

第９条　表彰に係る事務は、教務課が行う。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。